

UBS中国ハイイールド債券ファンド (毎月決算型・為替ヘッジあり) / (毎月決算型・為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／債券



第2期決算のお知らせ

『UBS中国ハイイールド債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)/(毎月決算型・為替ヘッジなし)』は、2020年3月25日に第2期決算を迎えました。足元の市況動向、基準価額の水準等を考慮し、当期の収益分配金は以下の通り決定しましたのでお知らせいたします。

■ 当期分配金(1万口当たり、税引前)

計算期間: 2020年2月26日～2020年3月25日

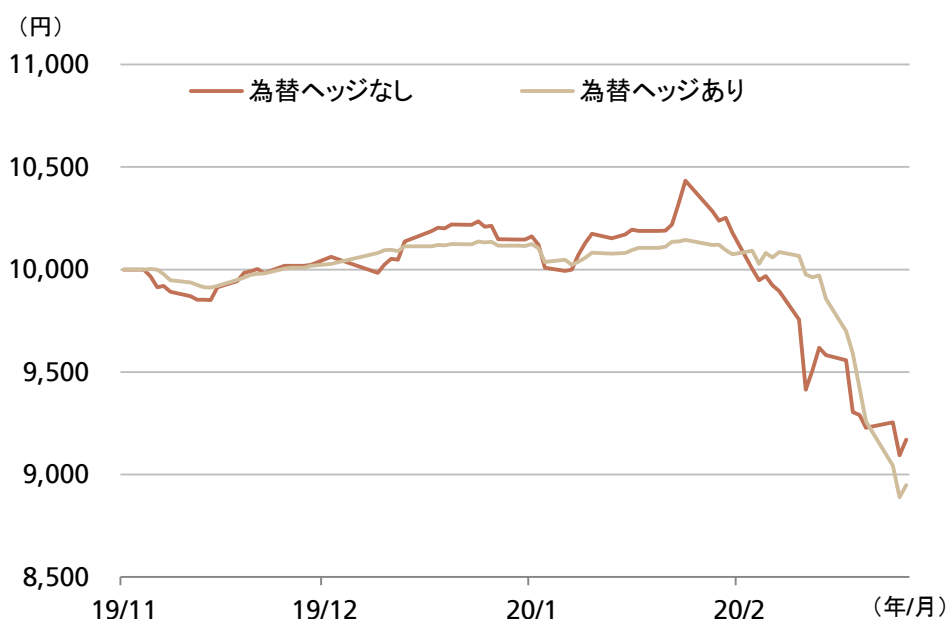
	当期分配金	分配落ち後基準価額
為替ヘッジあり	40円	8,832円
為替ヘッジなし	45円	9,040円

基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 設定来の基準価額(分配金再投資)の推移

(2019年11月29日(設定日)～2020年3月25日)

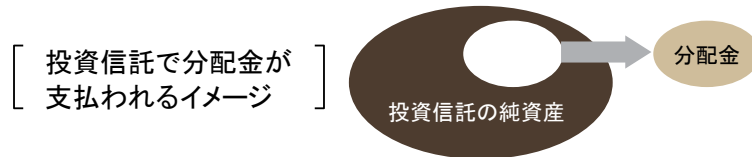


※ 基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

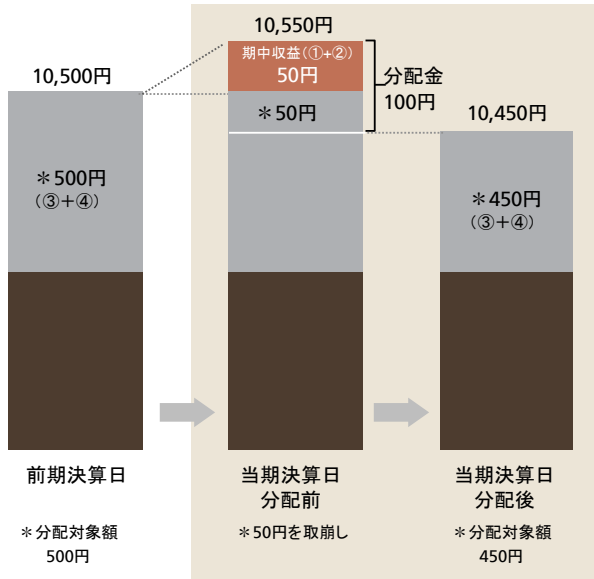
- ◎ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



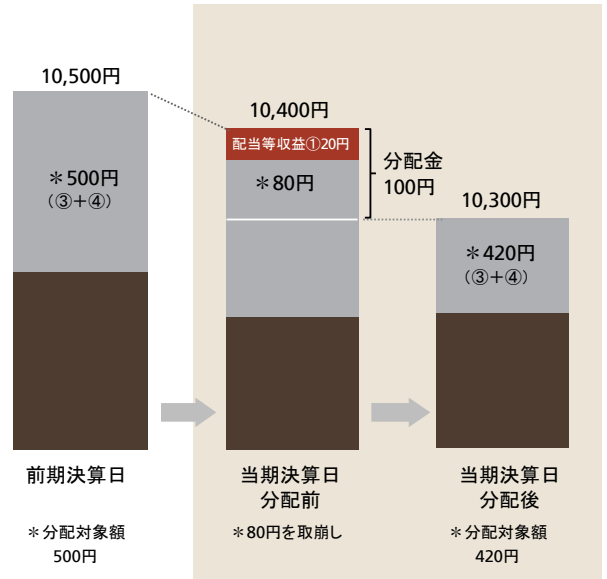
- ◎ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

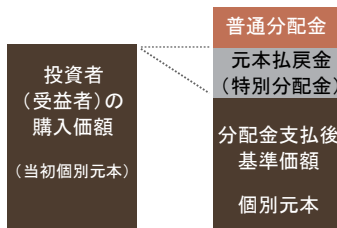


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

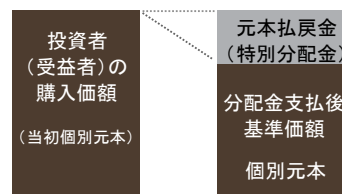
- ◎ 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■主なリスク

公社債に関する価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

なお、当ファンドが実質的に投資を行う中国ハイイールド債券は、格付けの高い債券に比べ、利回りが高い反面、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払い遅延および債務不履行が生じる可能性が高いと想定されます。また、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

為替変動リスク

[毎月決算型・為替ヘッジあり]、[年2回決算型・為替ヘッジあり]

実質外貨建資産については、投資先外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

[毎月決算型・為替ヘッジなし]、[年2回決算型・為替ヘッジなし]

実質外貨建資産については、投資先外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[指定外国投資信託における解約制限]

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

ファンドの特色

- 大中華圏(中国・香港・マカオ等を含みます。)の企業等の発行するハイイールド債券※を実質的な主要投資対象とします。
※ハイイールド債券とは、格付機関における格付けの信用度がBBB-/Baa3未満、または格付けされていない事業債等のことをいいます。
- 決算頻度および為替ヘッジの有無が異なる4ファンドからお選びいただけます。
- UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.3%(税抜 3.0%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用(信託報酬)	当ファンド 日々の純資産総額に 年率0.913%(税抜年率0.83%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.20% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.60% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
	投資対象とする投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.59%程度 (委託会社が試算した概算値)
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して 年率1.503%程度
	その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用
		監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※投資対象となる投資信託証券において、実費としての諸費用がかかります。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。
詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 なお、投資先外国投資信託における解約制限の影響により、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えなくなる場合があります。
購入・換金不可日 信託期間	香港、シンガポール、英国もしくは米国の銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付は行いません。 2019年11月29日から2029年11月26日まで ※受益者に有利であると認めたときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、各ファンドは繰上償還されます。 また、次のいずれかの場合には、各ファンドは繰上償還されることがあります。 ・当初設定日より1年経過後に信託財産の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき ・受益者のため有利であると認めたとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	[毎月決算型・為替ヘッジあり]、[毎月決算型・為替ヘッジなし] 原則として毎月25日(休業日の場合は翌営業日) [年2回決算型・為替ヘッジあり]、[年2回決算型・為替ヘッジなし] 原則として毎年5月25日および11月25日(休業日の場合は翌営業日) 第1期決算日は、2020年5月25日とします。
収益分配	毎決算時に各ファンドの収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会			
受託会社	三井住友信託銀行株式会社			
投資対象とする投資 信託の運用会社	「UBS(HK)ファンド・シリーズ・チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)」 UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッド 「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」 UBSアセット・マネジメント株式会社			
販売会社				
商号等		加入協会		
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会
				一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。取得の申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)および一体として目論見書補完書面をお渡しいたしますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。© UBS 2020. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。